

現場代理人等決定（変更）通知書

年 月 日

諫早市長 様

受注者 住所
氏名

下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

工事番号 第 号
工 事 名

1 現場代理人

氏 名

※他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者との兼務（該当に○）

	兼務はありません。
	兼務があり、別途協議します。

2 主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐

施工体制		技術者の区分	氏 名
直 営	①全て自社施工	主任技術者 〔 専任 非専任 〕 ※いずれかに○	
一 部 下 請 施 工	②下請総額 5,000万円未満		
	③下請総額 5,000万円以上 〔5,000万円未満で 監理技術者を配置 する場合を含む。〕	監理技術者	
		監理技術者補佐	

※他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者との兼務（該当に○）

※請負代金4,500万円以上の場合

	兼務はありません。
	兼務があり、別途協議します。

3 専門技術者（工事の種類 工事）

氏 名

(裏)

備考

- 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず主任技術者を選任すること。なお、配置技術者については、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上となる場合は工事ごとに専任の者を、下請代金の総額が5,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上となる場合は主任技術者に代えて監理技術者を選任すること。
- 2 主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐については、本件工事に必要となる資格に係る資格者証等の写し（実務経験者の場合は、実務経歴書）を添付すること。
- 3 監理技術者については、監理技術者資格者証（表・裏）の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。
- 4 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。